

板橋区パートナーシップ宣誓制度
ご利用の手引き



目次

1	板橋区パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓から受領証等交付までの流れ	2
3	宣誓できる方	3
4	宣誓に必要な書類	4
5	受領証等のイメージ	6
6	受領証等の再交付	7
7	宣誓書記載事項の変更	8
8	宣誓の取消	8
9	受領証等の返還	8
	来庁の場合	9
	郵送の場合	9
10	手続きに際しての支援	9
	代筆	9
	通訳	9
11	定期連絡	10
12	東京都パートナーシップ宣誓制度との連携	10
13	Q & A	11

イラストの凡例

イラスト				
意味	お二人揃っての 手続きが必要です	お一人でも手続き が可能です	来庁が必要です	郵送でも手続きが 可能です

1 板橋区パートナーシップ宣誓制度とは

互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約したお二人（双方又はいずれか一方が性的マイノリティ）から、互いを人生のパートナーとすること等を宣誓され、板橋区パートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）を受領したことを証明する書類を交付する制度です。

2 宣誓から受領証等交付までの流れ

要件の確認・必要書類の用意

宣誓できる方の要件（3ページ参照）と宣誓に必要な書類（4ページ参照）を確認してください。



宣誓の事前予約

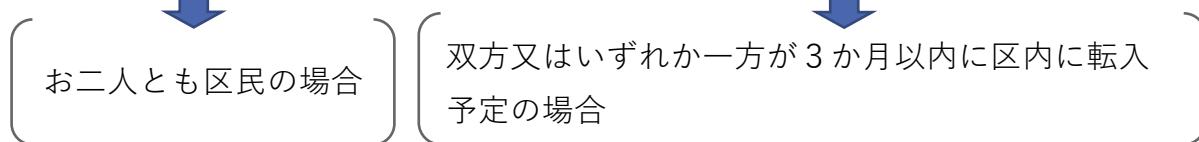
- 右の二次元コードから宣誓希望日等を入力してください。
- ※ 困難な場合は電話予約可（平日午前9時～午後5時 03-3579-2486）
- ・宣誓希望日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）の原則3か月前から7日前までに、事前予約をお願いします。
- ・宣誓場所は、男女社会参画課窓口か個室をお選びいただきます。
- ・手続きには、30分から1時間程度お時間をいただきます。



宣誓当日の手続き



- 必ずお二人で来庁してください。
- 本人確認書類を提示のうえ、区職員の前で宣誓書を記載し、必要書類と併せ提出してください。



受付票の交付

- 板橋区パートナーシップ宣誓書受付票（以下「受付票」という。）を交付します（有効期限3か月）。



板橋区に転入



- 右の二次元コードから手続き希望日を入力してください。
- 住民票の写し、受付票を提出してください。（4ページ参照）



受領証の交付

板橋区パートナーシップ宣誓書受領証（1部）、板橋区パートナーシップ宣誓書受領証携帯用カード（2部）（以下あわせて「受領証」という。）を交付します。

3 宣誓できる方

互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約したお二人（双方又はいずれか一方が性的マイノリティ）が、宣誓日において、以下の全ての項目を満たしている必要があります。

※ 性的マイノリティとは、性自認が出生時に判定された性と一致しない方又は性的指向が異性に限らない方のことをいいます。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 婚姻（事実婚を含む。）をしていないこと。
- (3) 当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外とパートナーシップ関係ないこと。
- (4) パートナーシップ関係の相手方が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。）。
- (5) 次のいずれかに該当すること。
 - ① 双方が板橋区民であること。
 - ② 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に区内への転入を予定していること。
 - ③ 双方が3か月以内に区内への転入を予定していること。
- (6) 双方又はいずれか一方が板橋区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づく宣誓の取消を受けたことがないこと。

4 宣誓に必要な書類

(1) 住民票の写し（世帯主との続柄を記載した世帯票）

- ・3か月以内に発行されたもの。
- ・1人1通ずつご提出ください。（同一世帯の場合、1通で可）
- ・板橋区民以外（3か月以内に板橋区に転入予定）の場合でも、現住所の住民票の写しをお持ちください。
- ・宣誓時に板橋区の住民票の写しを提出して受付票をお持ちの方は、引っ越しをした場合を除き、受領証交付の際に再度住民票の写しをお持ちいただく必要はありません。

(2) 戸籍の個人事項証明（戸籍抄本）

- ・3か月以内に発行されたもの。
- ・1人1通ずつご提出ください。

※ 本籍地の区市町村で取得してください。取得方法は、本籍地の自治体にお問合せください。

【外国籍の方へ】

「2 戸籍の個人事項証明（戸籍抄本）」に代わるものとして、以下の2つの書類が必要です。

- ・婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明する書類又はそれに準ずる書類
- ・証明書に係る日本語の翻訳文（翻訳者の氏名入り）

(3) 本人確認書類 ※提示のみ

以下のうち有効期限内のものを、いずれか1つ提示してください。

- ① 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ② 日本国発行の一般旅券（パスポート）
- ③ 運転免許証
- ④ 在留カード又は特別永住者証明書
- ⑤ 官公署が発行した顔写真付きのもの

※ 上記書類をお持ちでない場合、ご相談ください。

(4) (通称の使用を希望する場合) 当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類 ※提示のみ

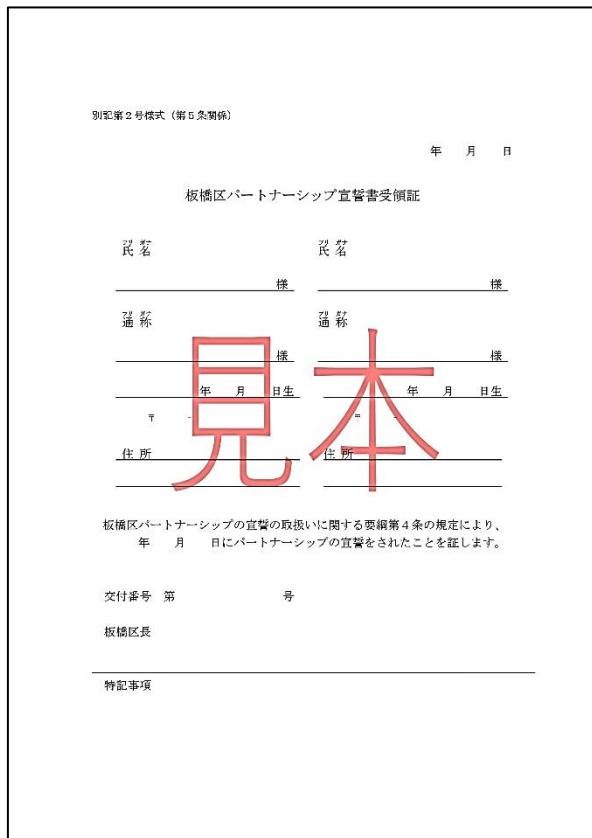
原則、以下のうち有効期限内のものを、2点以上を提示してください（提示書類のうち1点以上は6か月以上使用していること）。

- ① 在職証明書等又は社員証
- ② 在学証明書又は学生証
- ③ 社会保険証
- ④ 年金手帳
- ⑤ 公共料金の領収書
- ⑥ 通帳

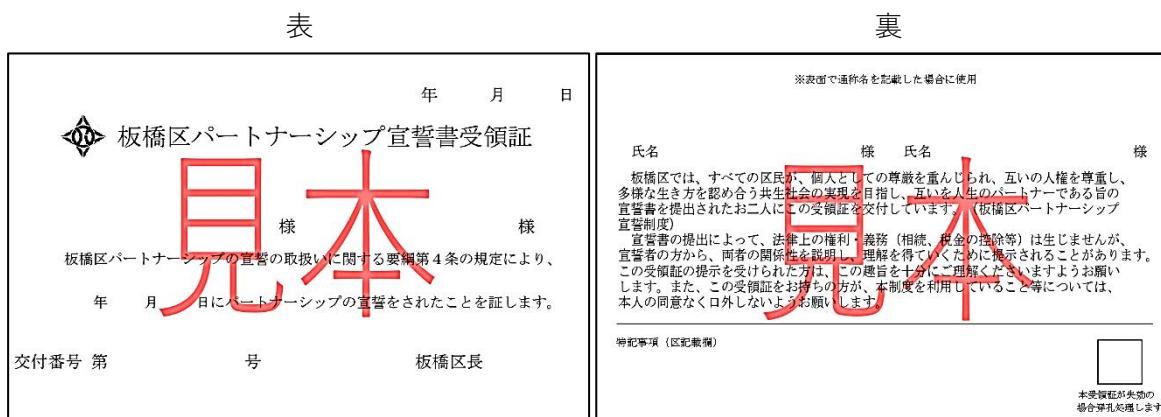
※ 外国人住民の住民票への通称記載とは異なるものです。本制度で通称を使用しても、住民票には記載されません。外国人住民が住民票において通称記載を希望する場合には、別途、異なる要件での手続きが必要です。

5 受領証等のイメージ

(1) 板橋区パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ・お二人に1部交付）



(2) 板橋区パートナーシップ宣誓書受領証携帯用カード（縦53.98mm×横85.60mmのカード型・お二人に1部ずつ交付）



(3) 板橋区パートナーシップ宣誓書受付票（A4サイズ・お二人に1部交付）

3か月以内に転入予定の方に交付します。効果は（1）（2）と同じですが、3か月の有効期限があります。

(元)	
別記第4号様式（第8条関係）	
年 月 日	
板橋区パートナーシップ宣誓書受付票	
板橋区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規定により、次のとおり宣誓を受け付けました。	
板橋区に転入された場合には、受付票に区内への転入を証する住民票の写しを添付して、期限までに提出してください。	
受付番号	
宣誓日	年 月 日
提出期限 (受付票の有効期限)	年 月 日
宣誓者	
氏名※	姓
通称	名
生年月日	年 月 日生
住所	〒 -

※ 外国籍の場合、戸籍上の氏名に事するもの

代筆者がいる場合

代筆者

代筆の証人

特記事項

見本

■この受付票の提出を受けられた方へ
板橋区では、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生社会の実現を目指し、互いを人生のパートナーである旨の宣誓書を提出されたお二人にこの受領証を交付しています。（板橋区パートナーシップ宣誓制度）
宣誓書の提出によって、法律上の権利・義務（相続、税金の控除等）は生じませんが、宣誓者の方から、両者の関係性を説明し、理解を得ていただくために提示されることがあります。この受領証の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いします。また、この受領証をお持ちの方が、本制度を利用していること等については、本人の同意なく口外しないようお願いします。

1 「パートナーシップ」とは
双方はいずれか一方が性的マイナリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人权を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係のことをいいます。

2 「板橋区パートナーシップ宣誓書受付票」とは
板橋区パートナーシップ制度を利用してされる宣誓者の双方又はいずれか一方が区外に居住していて、板橋区に転入を予定している場合に交付しているものです。
転入後、この受付票は板橋区に転入したことを証明する住民票の写しを添付して提出していただくことで、板橋区パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式）及び板橋区パートナーシップ宣誓書受領証携帯用カード（別記第3号様式）が交付されます。

3 受領証及び携帯用カードの交付要件
(1) 双方がともに成年に達していること。
(2) 双方がともに婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
(3) 双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係がないこと。
(4) パートナーシップ関係の相手方が直系血族又は三親等内の傍系血族又は直系姻戚でないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。
(5) 双方が区内に住所を有していること。
(6) 双方が要綱第8条の規定による取消を受けたことがないこと。

【問い合わせ先】
東京都 板橋区 総務部 男女社会参画課
電話：3579-2486

6 受領証等の再交付



受領証等を紛失、毀損又は汚損した場合、受領証等の再交付申請ができます。
右の二次元コードから手続き希望日を入力してください。

【必要な書類】

- ① 交付済みの受領証等
- ② 本人確認書類（4ページ参照）

※ 紛失等により受領証等を返還できない場合、事前予約の際に申し出ください。



7 宣誓書記載事項の変更



氏名、住所、連絡先など宣誓書の記載事項に変更があった場合、変更届を提出してください。変更後の内容で受領証等を再交付します。

右の二次元コードから手続き希望日を入力してください。



【必要な書類】

- ① 交付済みの受領証等
- ② 氏名、通称、住所、連絡先に変更があったことを証する書類
- ③ 本人確認書類（4ページ参照）
 - ※ 連絡先の変更のみの場合、手続きは必要ですが受領証等の再交付はありません。
 - ※ 紛失等により受領証等を返還できない場合、事前予約の際にお申し出ください。

8 宣誓の取消

以下の場合、宣誓を取り消し、取り消しを行った事実について板橋区パートナーシップ宣誓取消通知書にて宣誓者宛て通知のうえ、区ホームページで受付票の受付番号又は受領証の交付番号を公表します。なお、受領証等が返還された場合は、公表を取り止めます。

- (1) 双方又はいずれか一方が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付（再交付を含む。）を受けたとき。
- (2) 受領証等を不正に使用したとき。

9 受領証等の返還



以下の場合、受領証等を返還する必要があります。

- (1) 双方又はいずれか一方が区外に転出するとき。
- (2) いずれか一方が死亡したとき。
- (3) 双方又はいずれか一方が、板橋区パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（以下「返還届」という。）によりパートナーシップの解消を届け出るとき。
- (4) 宣誓できる方の要件（3ページ参照）に一つでも該当しなくなったとき。
 - ※ 9 (3) の返還届がいずれか一方から提出された場合、もう一方の宣誓者に板橋区パートナーシップ宣誓失効通知書を送付します。
 - ※ 受領証等の返還がされない場合、区ホームページで受付票の受付番号又は受領証の交付番号を公表します。なお、受領証等が返還された場合は、公表を取り止めます。

※ いずれか一方が死亡した場合、かつ、他の一方が受領証等を手元に残しておきたい場合、受領証携帯用カードのみ穿孔処理のうえ返戻することができます。ご希望の場合、ご相談ください。

来庁の場合

右の二次元コードから手続き希望日を入力してください。



【必要な書類】

- ① 返還届（手続きの際に区でも様式をご用意いたします。）
- ② 受領証 1 部
- ③ 受領証携帯用カード 2 部
- ④ 本人確認書類（4 ページ参照）

※ 紛失等により受領証等を返還できない場合、事前予約の際にお申し出ください。

郵送の場合

以下を同封のうえ、下記まで郵送してください。

宛先：板橋区総務部男女社会参画課男女平等推進係 宛て

住所：板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 区役所南館 6 階

【必要な書類】

- ① 返還届
- ② 受領証 1 部
- ③ 受領証携帯用カード 2 部
- ④ 本人確認書類（4 ページ参照）の写し

※ 紛失等により受領証等を返還できない場合、返還届の「添付書類 4 その他」欄に、その旨記載してください。

※ 返還届は区ホームページでダウンロードできます。

10 手続きに際しての支援

代筆

何らかの理由によりご自身での記入・署名が困難な場合には、お二人の立ち会いのもと、他の方による代筆が可能です。代筆を希望する場合は、事前予約の際にお申し出ください。

通訳

英語、中国語、手話の 3 言語で対応可能です。ご希望の場合は、事前予約の際にお申し出ください。（書類は日本語表記のみです。ご了承ください。）

11 定期連絡

受領証等をお持ちの方には、制度についての情報提供、変更届の提出もれ防止等のため、定期的にメールにてご連絡いたします。

12 東京都パートナーシップ宣誓制度との連携

東京都パートナーシップ宣誓制度（以下「都制度」という。）を既にご利用の方でも、板橋区パートナーシップ宣誓制度を利用することが可能です。

また、「東京都パートナーシップ宣誓制度及び板橋区パートナーシップ宣誓制度に関する基本協定書」の締結により、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書（以下「都受理証」という。）を取得せずに、区が発行する受領証等により都受理証の活用施策・事業（一部を除く。）のサービスを受けることができます。（12ページ Q11 参照）

なお、都制度の詳細は都ホームページをご覧ください。

都ホームページ <https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/page/partnership01.html>



13 Q & A

Q1 パートナーシップの宣誓と婚姻の違いは何ですか。

A1 婚姻は法律に基づき行われ、法律上の権利や義務（相続権、扶養義務等）が発生します。一方、板橋区パートナーシップ宣誓制度は、区が独自に要綱により制定するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q2 パートナーシップの宣誓は戸籍上同性の二人しかできないのですか。

A2 互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約したお二人（双方又はいずれか一方が性的マイノリティ）であれば、戸籍上異性のお二人でも宣誓することができます。

Q3 パートナーシップの宣誓をすると、戸籍や住民票に影響はありますか。

A3 宣誓によって戸籍や住民票の記載は変わりません。

Q4 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A4 宣誓や受領証等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類の交付手数料、返還届の郵送料等は、自己負担していただきます。

Q5 板橋区民でなくてもパートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A5 宣誓時に板橋区民でなくても、3ヶ月以内に板橋区内へ転入予定であればパートナーシップの宣誓は可能です。この場合、受付票（有効期限3ヶ月）を交付します。

Q6 パートナーシップ宣誓をしようかと考えているパートナーと養子縁組をしていますが、宣誓できますか。

A6 パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合には、宣誓できます。

Q7 一人での来庁でも手続きできますか。

A7 板橋区転入後の受領証の交付（受付票交付済みの場合）、受領証等の再交付、宣誓書記載事項の変更、受領証等の返還についてはお一人での来庁でも手続き可能です。ただし、お一人での来庁の場合、各種申請書だけでなく受領証携帯用カードについても相手方に係る事項（氏名、通称）の記載をお願いします。

Q8 代理でパートナーシップ宣誓をしてもらうことは可能ですか。

A8 代理の方による宣誓はできません。必ず、宣誓者のお二人でお越しください。なお、宣誓書にはご自身で記入・署名していただくことが原則ですが、何らかの理由により困難な場合には、お二人の立ち会いのもと、他の方による代筆が可能です。代筆を希望する場合は、事前予約の際にお申し出ください。

Q9 パートナーシップの宣誓に際して、通称は使用できますか。

A9 社会生活上日常的に使用している通称であれば、使用することができます。（受領証には氏名も併せて記載します。）ただし、外国人住民であっても、このことをもって住民票に通称が記載できるものではありません。外国人住民が住民票において通称記載を希望する場合には、別途、異なる要件での手続きが必要です。

Q10 受領証はすぐにもらえますか。

A10 宣誓できる方の要件を満たしていることの確認、必要な書類の審査、交付書類の作成等で30分～1時間程度お時間をいただきますが、原則宣誓日当日に交付します。（お二人が区民でない場合は受付票を交付します。）

Q11 受領証等はどのような場面で利用できますか。

A11 受領証等を提示することで利用できる区民サービス、都受理証の活用施策・事業は区ホームページをご覧ください。

区ホームページ <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/jinken/1048422.html>



Q12 板橋区外に引っ越しするときはどうすればいいですか。

A12 返還届を提出するとともに、受領証等を返還してください。ただし、転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情により、一時的に（概ね5年以内）区外へ引っ越しする場合を除きます。

Q13 パートナーシップ関係を解消した時にはどうすればいいですか。

A13 返還届を提出するとともに、受領証等を返還してください。返還届がいずれか一方から提出された場合、もう一方の宣誓者に板橋区パートナーシップ宣誓失効通知書を送付するとともに受領証等の返還を求めます。

板橋区パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引き
令和5年10月 発行

板橋区総務部男女社会参画課男女平等推進係
所在地：板橋区板橋二丁目66番1号 区役所南館6階
電話：03-3579-2486
受付時間：平日午前9時～午後5時（年末年始を除く）